

54 中央大学予科合併教授外六件 (大正九年七月)

(欄外注記3)	
<p style="text-align: center;">(欄外注記1)</p> <p>大正 年 月 日案起</p> <p>主任</p> <p>内務部長(岩田印) 学務兵事課長</p> <p>進 達</p> <p style="text-align: center;">中央大学</p> <p>同大学予科合併教授外六件</p> <p>右第三式經由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス</p>	<p style="text-align: center;">(欄外注記2)</p> <p>大正九年八月一日案起</p> <p>主任(印)</p> <p>内務部長 学務兵事課長(小栗印)</p> <p>下 付</p> <p>同上ニ対スル指令</p> <p>大正九年七月十日</p> <p>認可</p> <p>右第四式經由印ヲ捺シ 神田郡区役所へ送付 スルモノトス</p>

東專二一五号

財団法人中央大学

大正九年五月一日付申請中央大学予科ニ於テ合併教授ノ件認可

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

東專二一五号

財団法人中央大学

大正九年五月二十日付申請高等学校教員規程第十三条ノ制限ヲ超エ高等学校高等科教員免許状ヲ有セサル者堀竹雄外十二名ヲ中央大学予科教員ニ採用スルノ件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

東專二一五号

財団法人中央大学

大正九年五月一日付申請中央大学学則制定ノ件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

東專二一五号

中央大学

大正九年五月二十日付申請専門学校令ニ依ル私立中央大学予科

大正八年三月、大正九年三月、大正十年三月及大正十一年三月

卒業者ニシテ第一部卒業者ハ法学部及経済部、第二部卒業者ハ

商学部ノ入学ニ関シ高等学校高等科ヲ卒リタル者ト同等以上ノ

学力アリト認ムルノ件正科生ニ限り認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

東專二一五号

中央大学

(欄外注記3)

「完結」「記入済」

大正九年五月一日付申請甲種商業学校卒業生ニシテ中央大学予  
科ヲ卒業シタル者ハ同大学経済学部並商学部ニ進入シ得ルノ件

〔大正九年私立学校 冊八十一〕

303 G1 2

認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

東專一二五号

財団法人中央大学

大正九年五月一日付申請美濃部達吉外四十三名ヲ中央大学学部

若クハ同学予科教員ニ採用ノ件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

専<sup>ク</sup>三三五号

財団法人中央大学

大正九年五月一日付申請中央大学予科教員数並専任教員数及兼

任教員ノ割合ニ関スル件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

(欄外注記1)

「収受第無号」「判決八月十三日」

(欄外注記2)

「判決八月十三日」「施行八月十六日」